

教職員の不祥事発生時における学校の事後対策

不祥事が発生した場合は、プロアクティブの原則に基づき、迅速かつ的確な対応を行い、ダメージの最小化を図る必要があります。

※プロアクティブの原則：疑わしきは行動せよ、最悪の事態を想定して行動せよ、空振りは許されるが見逃しは許されない

対策のポイント

■教職員に必要な認識と行動

○ 不祥事への対応（事故発生前及び発生後とも）は、管理職だけでなく、各教職員が「チーム学校」の一員という認識を持って、次の行動をとる必要があります。

- ・ 第一報を迅速に管理職に報告（「悪い情報」ほど早く報告）
- ・ 「ちょっと変だな」などの疑問や気付いたことは管理職に報告・相談
- ・ 日頃から、お互いに相談しやすい人間関係、同僚への声かけ実践

■管理職に必要な認識と行動

○ 学校経営を行う際は、様々な「問題」が発生することは当然であり、むしろ「何の問題もないと思われるときは、それを認識する感受性が鈍っていないか」を自問する必要があることを日頃から認識し、次の行動をとる必要があります。

- ・ 教職員への声かけ、気配り、風通しの良い職場環境づくり（相談しやすい雰囲気づくり、傾聴の姿勢）
- ・ 職員からの「第一報」の徹底（日頃から迅速かつ的確な情報収集の体制を構築し、教職員に周知徹底）

○ 不祥事発生後は、組織にとってのダメージをいかに最小限に止めるかという視点で、学校現場だけの判断でなく、教育委員会と連携のつえ、次の対策を迅速かつ的確に行う必要があります。

- ・ 教育委員会と連携した適切な初期対応（ダメージの最小化）
- ・ 迅速で真摯な姿勢での保護者等関係者及びマスコミ等への説明

事故発生の際の具体的なポイント

<p>1 迅速かつ的確な情報収集等</p> <p>※児童生徒に関する事件・事故や教職員の不祥事に関する情報の全ては、管理職を含めた関係職員は、日頃から校内の情報収集ルールを全教職員が認識できるようにしておきます。</p>	<p>(1) 1何の原則 → 管理職までの第一報はスピード優先で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6何の原則（以下「5W1H」と言う。）に拘ると、報告と対応が遅くなります。 ・ 把握した事件・事故の情報は、早急に（事故等の性質により異なるが遅くとも30分以内）管理職に報告します。 ・ 交通事故の場合は、警察や消防への通報、現場で救護を行っているか必ず確認します。 <p>(2) プロアクティブの原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「空振り」を恐れず、「悪い情報」ほど早く管理職に報告します。 ・ 不適切な行為を見て見ぬ振りしたり、情報を止めたりすることは厳禁です。その行為自体が非違行為となり、懲戒処分等に該当することがあります。 ・ 「おかしいこと」は気にせず異議を唱えます（異議は反対意見でない）。 ・ 管理職は報告のあった情報を冷静に受け止める必要があります。
<p>2 事実の確認</p> <p>※収集した情報は、主観的でなく、客観的に分析します。</p> <p>※事故報告書の作成を念頭に、事実確認に当たっては、時系列に整理します。</p>	<p>(1) 「学校の物差し」ではなく「社会の物差し」で判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクは、社会がそれをどう見るかという「社会の物差し」できまります。 <p>(2) 第一段階後の事実確認は「5W1H」で具体的に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事実確認においては、客観的事実（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どうしたのか）としての出来事を情報収集します。 ・ 事故者から聴取を行った後に、後日、供述が二転三転しないよう供述書の提出を求めます。（事故報告書に添付することになります） ・ 情報を客観的に分析し、情報の中に曖昧な判断や思い込み、希望的な観測が混在していないか確認します。 ・ 重要な事実を時間の順に記載することでより客観的事実の把握ができます。
<p>3 対応方針の決定</p> <p>※「プロアクティブの原則」に基づき対応方針を決定します。</p>	<p>(1) 学校だけの判断で対応することは危険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集の時点から道教委又は市町村教委に報告し、連携して対応します。 ・ 不都合と思われる情報の多くは表面化し、報告が遅れ、時間が経つほど問題が大きくなり、管理職が認識した時点から組織ぐるみの隠蔽と批判を受けることとなります。 <p>(2) 「児童生徒のため」という姿勢で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校で発生した事件・事故の対応は、児童生徒を保護することを最優先に考えます。この対応を誤ると、「学校を守ることしか考えていない」、「事実を隠蔽しようとしている」などの批判を受けます。
	<p>(3) 対応方針の項目とスケジュール</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応方針として次の項目を決定し、優先順位を付けてスケジュールの全体像を全教職員で共有します。 ① 事件・事故の発生原因の分析 <ul style="list-style-type: none"> → 事件・事故の予兆、心理的、環境的、個別的背景及びこれまでの取組や対策について分析、評価します。 ② 対策案、再発防止策の実施 <ul style="list-style-type: none"> → 「できること・できないこと」、「必要な時間」等を考慮し、「短期的（直ちに実施すること）」、「中期的（適切な時間をかけて実施すること）」を区分し、具体的な対策を講じます。特に、短期的な対応や対策は時期を失することなく、タイミングよく実施する必要があります。 ③ 児童生徒、保護者等関係者への説明 <ul style="list-style-type: none"> → 必要に応じて、PTA役員等との協議を行い、PTA等と一体となった対応に努めます。 <p>(4) 初期的な対応が極めて重要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期対応が不適切であれば、そのことで新たな二次被害を引き起こす可能性が極めて高く、これを防止するために、初期対応が極めて重要であることを認識しておく必要があります。
<p>4 保護者等関係者への説明</p> <p>※真摯な姿勢で、迅速に保護者等関係者への説明を行います。</p> <p>※児童生徒、保護者への説明の時期については、PTA役員や教育委員会と協議し、隠蔽などの誤解を招かないよう適切なタイミングで実施します。</p>	<p>(1) 最優先は、保護者等関係者への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒に関することは、事実の確認を十分に行い、保護者等関係者への説明を最優先に行います。 ・ いつ、誰から第一報が入ったかが重要で、時間が経過したり学校以外からの情報で知り得たりすると、「隠蔽」と批判を受けることがあります。 <p>(2) 所属職員任せにせず管理職が問題の対応を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校長等管理職が可能な限り保護者等関係者と顔を合わせて報告、説明するなど真摯な対応を行います。 <p>(3) 保護者等関係者が求めていることを的確に把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の立場からの思い込みではなく、保護者等が真に求めていることを的確に把握し今後の対応につなげます。 <p>(4) 誠意を持って、確定した時点で真摯に説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「5W1H」に限らず「わかっていること」を説明します。「わからないこと」は現在調査中であることを伝え、続報で伝えます。保護者等の意識や感情が絶えず変化することを踏まえ、適宜、わかってきたことを説明します。 ・ 事件・事故の原因や再発防止の説明を求められるので、それらが確定した時点で真摯に説明します
<p>5 マスコミ等の対外的な説明</p> <p>※道教委又は市町村教委と連携してマスコミ等への対外的な説明を実施します。</p>	<p>(1) 学校だけで判断せず、道教委又は市町村教委と調整して対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マスコミ等の対応については学校現場では不慣れな部分もあることから、初期の段階から、道教委又は市町村教委と調整したうえで対応します。 ・ マスコミ等から取材の申し込みがあった場合は、道教委又は市町村教委と協議し、記者会見・取材対応の時期を決定し、相手方に伝えます。 <p>(2) 記者会見を行う場合の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記者会見は児童生徒、保護者に不安、疑惑等を与えたことに対する「お詫びの場」、わかっていることを説明する「説明責任の場」、関係者の不安を軽減する「今後の対応方針を説明する場」であることを認識します。 ・ お詫びについては、「社会的責任」、「道義的責任」の視点を含めて行います。しかし、学校側の「法的責任」は別問題という意識は必要です。
<p>6 再発防止策の実施</p> <p>※事件・事故の再発防止のための自己点検に基づく具体的な対策を実施します。</p>	<p>(1) 事実関係を把握し、発生した背景・要因の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織的チェック体制に問題がなかったか、風通しのよい職場環境となっていたか、コンプライアンス意識の向上のための研修・意識改革が十分であったか等の見直し検討を行います。 <p>(2) 迅速かつ的確な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再発防止策は、必要に応じて道教委又は市町村教委と連携し、実効性のある方策を迅速かつ的確に実施します。
<p>7 事故報告書の作成</p> <p>※2～4の対応を踏まえて事故報告書を作成します。</p>	<p>(1) 教育局に事故報告書を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校職員に係る事故報告の手続きについて」（S42.7.12付け教職第3057号教育長通知）により作成し、処分内申、事故者の供述書を添付のうえ、提出します。 学校 → 市町村教委 → 教育局 → 本庁（総務課） ・ 報告書の作成に当たって疑義などがある場合は、道教委に照会し助言等を受けることとします。